

令和6年2月定例会市民福祉常任委員会（3月8日）

開会（8：56）

○河合一也委員長 ただいまから市民福祉常任委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は全部で8件あります。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、こども未来部、健康福祉部の順に審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

それでは、まず、こども未来部所管の議案審査を行います。

議第27号「焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

資料は、議案書の18ページ、参考資料の9ページ以降です。

それでは、議第27号に対する質疑に入ります。

質疑のある方は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 参考資料の9ページになります。

この第23条で「電気通信回線に接続して」ということで、公衆の閲覧に供しなければならないのが追加されたということですね。

そうしますと、パソコンとかスマホでも、保育所、保育園の運営とか内容が見れるということになりますが、ここ上のほうの「運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項」、これが全部オープンになるということでしょうか。それとも、ホームページ上は限られるものだけなのか。

○平岡雅子保育・幼稚園課長 今回、インターネットを利用しての公衆の閲覧に供しなければならないという重要な事項の書面の掲示が義務づけになることに伴いまして、これをインターネットを利用して情報提供しなければならないということに変わるものですから、説明書につきましても公開をされることになります。

○深田ゆり子副委員長 これは各保育所とか事業所が自分たちでホームページ上にアップするのか、それとも、焼津市の保育・幼稚園課のほうで、焼津市のホームページ上でも閲覧することができるのか、その辺はどうですか。

○平岡雅子保育・幼稚園課長 市でまとめてということではなく、それぞれの園で掲示をすることになります。

○深田ゆり子副委員長 小規模保育事業所は、焼津市のホームページでも小規模保育所情報がURLですか、ホームページアドレスが下に載っていて、そこをクリックすると情報が出てくるんですけども、それと同じように全部、保育園の、あと幼稚園もそういうふうに掲載していただけると、全部自分で一園一園個々に検索しなくてもいいと思うんですけども、そういうのは可能ですか。

○平岡雅子保育・幼稚園課長 掲示の義務は事業所にありますので、ホームページに飛ぶ

ような紹介はできたとしても、その内容も市がまとめて載せるということは考えておりません。

○深田ゆり子副委員長 市がまとめて載せるということはできないと思うんですけれども、各保育園や幼稚園にお聞きして、こういうところに情報提供が載せられる方はどうぞとか、その段階からかなと思うんですけれども、まず最初の取組として、焼津市が各園に任せるんじゃなくて、そういう市民サービスの一環になるかと思いますので、また御検討お願いします。

○河合一也委員長 ほかに何かありませんか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 では、これで質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第27号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第27号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、こども未来部所管の議案審査が終了しました。

こども未来部の皆様、御苦労さまでした。

次に、健康福祉部所管の議案審査を行います。

まず、議第25号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

資料は、議案書の15ページ、参考資料は4ページ以降です。

それでは、議第25号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 参考資料の5ページと6ページになると思いますけれども、この介護保険の（80の2）と（80の3）がこちらの対象になるということですね。

これは、介護保険事業所が介護予防支援事業も対象にできるということで法律が変わったので、これが含まれるということになるのか、それを1点お聞きしたいと思います。

それと、2つ目は、指定介護予防支援事業者が実際に何か所、焼津市にはあるのか。

更新の対象事業者があるのかどうか、その2つをお聞きします。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 まず、最初の介護保険法の改正に伴っての条例改正ということなんですけれども、そちらのほうは、条例改正に伴いまして、新規に80の2と80の3を取り込んだものでございます。

それから、介護予防支援事業所が何か所あるかということでおろしいですか。現在4か所、包括支援センター、北部、中部、南部、大井川と4か所、圏域にあるんですけれども、そこが介護予防もやっております。

加えて、更新、新たに加わったというのは、いわゆるケアマネさんがよく所属している居宅介護支援事業所が、新たにこの介護予防の指定を受けていくということでなった

条例でございます。

○深田ゆり子副委員長 そうしますと、今回は、地域包括支援事業の4か所が対象となって、新規で指定の申請をされる、4か所ともされるということですか。もうそれは終わっているということ。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 既存の4包括については、もう既に指定を受けておりますので、更新になります。

○深田ゆり子副委員長 この更新はこの3月までなのか、この期限というのはどうなっているんですか。いつまでにやらなきやいけないとか。この法律が変わってから。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 更新のほうは、大井川地域包括支援センターだけ更新の時期が違いますので、先ほど言った、北部と中部と南部が今度は更新時期、令和6年4月1日に更新を迎えます。

○河合一也委員長 ほかに何かありますでしょうか。ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 質疑は打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第25号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第25号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

では、次に、議第4号「令和6年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」を議題といたします。

それでは、議第4号に対する質疑に入ります。

資料は、予算書の217ページからです。

質疑のある委員は御発言願います。

歳入から。

○深田ゆり子副委員長 今回、歳入が、前年度よりも削減されている項目が多いんですけども、まず、国民健康保険税の減少分はどこに当たるのか。4款1項1目の保険給付費等交付金も6億4,300万円の減額で特に削減されているようですけれども。

○鈴木利明国保年金課長 国民健康保険税の減っているところということでおろしいかなと思うんですけども、国民健康保険税の歳入につきましては、医療給付費分の現年分、後期介護納付金の現年分、医療費給付分の滞納繰越分、後期納付支援分の滞納繰越分、介護納付金の滞納繰越分、全てのところで減額というところになっております。前年対比で減額ということになります。

交付金につきましては、普通交付金、特別交付金ともに減額ということになっております。

国保税の減額理由としましては、大きな理由は、やはり被保険者が団塊の世代で後期

高齢者に移行したということと、あと、社会保険料の適用要件が拡大されてきてていると、それが令和4年10月からパートさんとかも社会保険適用という形で拡大されたことにより、被保険者数が減少したということが大きな要因と考えております。

○深田ゆり子副委員長 人数が減っているということですから、前年度よりも今年度は何人、こういうふうに見込みをされましたか。

○鈴木利明国保年金課長 被保険者が減ったというのは団塊の世代の方々が後期に行くという理由が、主な理由になります。

被保険者数につきましては、令和6年度では2万4,009人で見込みをさせていただいております。今年度は2万5,371人で、令和4年度が2万7,131人ということで、令和4年度と令和5年度では1,760人減ということでなっております。

令和6年度の見込みと令和5年度の見込みでいきますと、1,360人が減と見込んでおります。

○深田ゆり子副委員長 これはやっぱり大きいですよね。人数が、団塊の世代の方が移行するということもあるんですけど、それと社会保険もあるんですか。

先ほどの保険給付費等交付金の削減も被保険者数の減少によるものが理由になるのか、それも併せてお聞きします。

○鈴木利明国保年金課長 普通交付金につきましては、歳出の保険給付費等が減少していくと、普通交付金のほうも減少という形で見込んでおります。

普通交付金は、保険給付費等県から交付されて支払うものでございます。

○河合一也委員長 ほかに歳入に関してありますでしょうか。よろしいですか。

では、今度は歳出に関して。

○吉田昇一委員 232ページの一番上のところにある人間ドック費なんですけれども、委託する検診機関というのは何か所で、今年度と来年度、同じ数なのか、それと、あとは、人間ドック、脳ドック関係の見込みの人数も同じということによろしいのか、何か少し人数が変わったとかそういうことがあったら教えていただきたい。

○鈴木利明国保年金課長 人間ドックの医療機関、委託先の医療機関につきましては、全部で11医療機関ということに現在なっております。

来年度に向けましては、今、医師会等を通して、来年度の状況を確認させていただいているところでございます。

人間ドックの見込み件数につきましては、令和6年が、人間ドック868件、脳ドック236件ということで見込みを立てさせていただいております。

令和5年度の人間ドックの委託としましては、当初予算で824件、脳ドックとしましては235件ということで見込みまして、脳ドックについては1件ほど増やさせていただいて、人間ドックについては44件ほど増やさせていただいているという状況でございます。

○河合一也委員長 ほか。

○深田ゆり子副委員長 226ページの上段の徴税費のところで、収納管理費と滞納整理費、債権回収対策事業費とありますけれども、これはそれぞれ、前年度よりも増えていますよね。債権回収対策費だけ減っています。それぞれの滞納世帯の状況とか、短期被保険者証資格証、自己破産しているというその辺の状況を新年度はどういうふうに推計して

いるか、お願ひします。

○前川英己納税促進課長 まずは、予算の増減についてでございますが、収納管理費につきましては、金融機関に払う手数料、これが令和5年と比べまして格段に増えておりますので、予算が増えてしまいました。

滞納整理費につきましては、会計年度任用職員の人件費が上がったものですから、それが主な理由でございます。

あと、債権回収対策費につきましては230万円ほど減額しておりますが、これは滞納整理機構への負担金、国保会計で払う分がちょっと減額したものですから、それが大きな理由であります。

滞納についてでございますが、先ほどおっしゃった破産の数とかは分からぬんですけれども、令和4年度の決算では、滞納されている方がおおむね2,200名ほどいらっしゃいます。この数につきましては、今年度、令和5年度終了後には約10%から15%減る予定でありますので、おおむね1,900人とかになると思います。

資格証と短期証については、国保年金課から回答します。

○鈴木利明国保年金課長 短期保険証及び資格証の交付状況でございますが、短期保険証の交付につきましては、令和6年1月末で272世帯、令和5年度の5月末では437世帯ということでございます。

資格証明書の交付につきましては、今年度の1月末でゼロ世帯、昨年の5月末でもゼロ世帯ということで、資格証明書については交付枚数がないという現状でございます。

○深田ゆり子副委員長 手数料が増えたというのは、料金が値上がったということですね。滞納世帯が10%から15%減って、1,900人ぐらいに新年度はなるんじやないかということなんですけれども、やはり所得段階で見ると、所得200万円以下の方が多い、また低所得者の方が6割、7割を占めているという状況は変わらないでしょうか。

それと、短期被保険者の数、世帯数は、かなり以前に比べれば減ってきてていると思います。令和5年度と令和6年2月も約半分弱減っているということで、今年度も増えないことを願うんですけども、マイナ保険証に今年の12月から変わるという報道がありますけれども、それに関連すると、短期被保険者証というのはなくなるということも一部聞いたんですけども、何か変わることはありますでしょうか。

○前川英己納税促進課長 まず、滞納の数の関係なんですけれども、200万円以下の所得の方が、令和4年度の決算では、現年全体の約46.9%がありました。最新の今年の2月末現在ですと、それが52%になっておりますので、多少、その低所得者の方が増えたという状況であります。

○鈴木利明国保年金課長 マイナ保険証に切り替わることによって、短期証の発行はなくなるということになります。

それによってどういうことが変わるかということなんですけれども、把握はしておりません。

○石田江利子委員 収納管理費の関連で少し教えてください。

先ほど金融機関に支払う手数料が増えたということで、民間の支払い、みんな手数料が増えているものですから当然のことだなと思うんですけども、この支払いの方法のそのほかにも、e L T A Xとか、いろいろスマホの決済だったり、方法があると思うん

ですけど、その支払い方法の割合がもし分かるようでしたら、まず教えてください。

○前川英己納税促進課長 現在の納付方法の割合なんですけれども、口座振替がおおむね50%、コンビニで納付される方が、これはスマホも入っているんですけども約28%、クレジットで納めている方が1.3%、あとは納付書とかe L T A Xが約20%、これが令和4年度、昨年の5月末の数字でございます。

○石田江利子委員 それぞれ手数料があると思うんですけど、一番手数料が高いというのがやっぱり金融機関だと思うんですけども、一番手数料が安いのはどこなんでしょうか。

○前川英己納税促進課長 市が払う手数料ということで。

窓口業務が、令和5年度についてはゼロ円なんですけれども、令和6年度につきましては、それが金融機関からの要請で60.5円ということで、あと、口座振替も、令和5年度が11円なんですけれども、来年度は22円ぐらいです。あと、コンビニ納付につきましても、令和5年度は63.8円なんですけれども、6月から今度、契約更新なんですけれども、そのときには81.4円ということで、やっぱり金融機関のほうも大変なものですから、増やしてくれという要望が来ております。

○石田江利子委員 手数料は払わないに越したことはないものですから、市民の皆さんの利便性ももちろん考えた上で、手数料がなるべくかかるない方法にするというのも1つ手じやないかなと思いますので、その辺もちょっと考慮いただければありがたいと思います。

○河合一也委員長 ほかに。

○深田ゆり子副委員長 金融機関とかコンビニとか窓口で、クレジットも使わなくて、市役所の窓口に納めればかかるないということですね。そういう方はどのぐらいいます。

○前川英己納税促進課長 具体的な数字はちょっと分からいいんすけれども、直納の方が約20%いるものですから……。

○深田ゆり子副委員長 直納。

○前川英己納税促進課長 直納というのは、銀行の窓口とか市役所へ来たり、直接納めるという意味で直納と呼んでいるんですけど、その方たちが対象になっております。

○深田ゆり子副委員長 それが20%ですね。

○前川英己納税促進課長 はい。

○深田ゆり子副委員長 そうすると、今まで口座振替とかクレジットとか、そういうのを通知していましたけれども、これも、直納のほうもこれから推奨するということにながるのかしら。どうでしょう。

○前川英己納税促進課長 市民の皆様への推奨につきましては、納税通知書に口座振替をやってくださいよというのと、あと、地方税共同機構が作られましたサイトがあるんですけど、そこからだと、クレジットとかスマホとか、そういう便利なものもあるものですから、それを今のところ推奨しています。

やはり金融機関は、対面での直納をあまり希望したくないみたいで、手間がかかるみたいで、あまりそれは推奨できないかと思います。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

先ほど滞納者のことをお聞きしました。市のほうの通知、滞納世帯の方に通知する期

限とか、そのスケジュール的なものをちょっと説明していただけます。

○前川英己納稅促進課長 まず、滞納されると、納付期限後20日で督促状というはがきを発送します。その後は、令和5年度につきましては、同じように督促発送から3週間後あたりに催告状というはがきを送っています。

ただ、これは令和6年度につきましては、同じようなものを2回送っても効果が薄いものですから、それを廃止させてもらって、直接、督促の後、三、四週間後に、職員が封書で催告書を送る予定です。

そして、催告書を何枚も送りまして、差押えの予告とかを送っても何の連絡もない方につきましては、資産を調べまして、滞納処分、差押えという流れになっております。

○深田ゆり子副委員長 一般の人は、1か月ぐらい、まだ年度が終わっていないので、2か月ぐらい遅れてもいいんじゃないかという方も覚えているんですけども、20日で締切り、納める日から20日過ぎるともう督促、督促状が来るということで、すごく心配になるという、その後、督促状が、何もなかつたら三、四週間後ということに変わったんですよね。

それで、独り暮らしの方とか、御家族が急に入院されたとか、そういう対応ができるない方もいらっしゃるんですよ。それでこの間、郵便局に発送する日が、曜日が決まっていますよね、焼津市。毎日じゃなくて、その曜日から土日挟むともう来週になっちゃうということで、この日数というのがすごく短く、逆に市民の方にとっては、まだ三、四週間たっていないのにということもあるんですけども、これをもう少し緩和するというお考えはないですか。

○前川英己納稅促進課長 納付期限後の20日の督促状については法令で定められているものですから、これは全国一律です。

ただし、それ以降の催告については私どもの判断で変更できますので、令和6年度からは、はがきを今まで2回送っていたのを1回やめて、そこを三、四週間空けることにしたものですから、十分、その郵便の配達が1日、2日遅れても、その期限というのは守られるというか、大丈夫かと思います。

○深田ゆり子副委員長 また様子を見せていただきたいと思います。

○河合一也委員長 ほかに。ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 質疑はこれで打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第4号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第4号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

それでは、次に、議第7号「令和6年度焼津市介護保険事業特別会計予算案」を議題

といたします。

予算書の264ページ以降になります。

それでは、議第7号に対する質疑に入ります。

これも、歳入のほうからまず進めたいと思いますので、歳入に関して質疑のある方、御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 確認させていただきたいんですけど、今回、第9期介護保険事業計画案が策定されて、たくさんコピーした割に、私の知りたい情報が入っていないかったというものなんですが、この歳入歳出の3年間、年度ごとの歳入と歳出、その推計表はありますでしょうか。

この会計も全部、それが基になって、今年度はこの金額でというふうに提出されていると思うので、その全体の3年間の歳入歳出の表がないとちょっと比べることができないなと思ったんですが。

○萩原雅頤介護保険課長 お答えします。

歳入歳出の推計表なんですけれども、確定しているのが保険料のみで、あの補助金とかそういったのが、あくまでも予測になってしまいものです。

事業の見込みは添付をします。3年間の、令和6年度、令和7年度、令和8年度のそれぞれのサービス量の見込み、それは添付することになります。

つくり立てとしましては、今の8期と同じようなつくり立てになります。ですから、パブコメのときにはその部分は入っていないんですけども、事業ごとのサービス料と事業費、それは最終的に後ろのほうにつけることになります。

○深田ゆり子副委員長 なりますということは、それはまだ載っていないですよね。ホームページに載っていますか。

○萩原雅頤介護保険課長 ホームページ上には、今、掲載はされておりません。保険料が確定した段階で、最終的に事業計画として、その見込みの額というものを併せて計画として完成をさせるという流れになっております。

○深田ゆり子副委員長 流れが違うと思うんですけど、保険料が確定して、令和6年度の事業の計画が予算にちゃんと事業費が記されていますよね。令和7年度も令和8年度も掲載されるものができていると思うんですけども、それがあくまでも補助金の関係もあって、国の介護保険制度の改正があったもんだから、そういうものがうまく情報公開ができないのか、推計を、見込みをもってつくったということになると思うんですけど、そういうのは、今、当局にはあるんですか、介護保険課には。ホームページにはオープンしていないということですけれども、3年間の歳入歳出見込み表。

○萩原雅頤介護保険課長 今、私たちのほうには、その数値のものはございます。

○深田ゆり子副委員長 この間、介護保険料を説明していただいたときに私も言えばよかったですけども、それをやはり提出していただいて、この審議がそのうちできるんじゃないかなと思うんですけども、それを提出することはできますか。

○櫛田隆弘健康福祉部長 以前に、議員の皆様には、介護保険料の説明をさせていただいたときに、資料を分けさせていただいておりまして、上がこれまでの介護保険料の経緯といいますか、それで、下のほうに介護保険料が算定されるこの計算の仕組みとして、介護給付費が第8期だと幾ら、第9期だと幾らとかという、そういう交付金が幾らとか

という、こういうようなものは、資料としては提示をさせていただいておりまして、結果として、介護保険料が今回は5,670円、月額、基準額は5,670円でお願いをしたいと、こういった資料としては既に出させていただいてあります。

○深田ゆり子副委員長 あります。

○櫛田隆弘健康福祉部長 これではなくということですか。

○深田ゆり子副委員長 私が知りたいのは、この第9期、8期と9期と比べて、まとめて書いてあるんですけれども、その9期の中の令和6年度、令和7年度、令和8年度、これを3で割ったらこの令和6年度分が出ますよというもんじやないですよね。

この事業費のサービス量を見ていると、やはり令和6年度を居宅介護サービスとかの量も減らしていますよね。減らしているところが多いんですけども、そうすると、じゃ、来年度はまた増えるとか、それともまた減らすのかという、そういうのを、今年度はコロナ禍が少し落ち着いて、令和6年度もサービスが少し増えていくんじゃないかなと予想していたんですけども、若干のサービスとか減らしているものですから、やっぱりこの令和6年、令和7年、令和8年度のそれぞれの年度の見込みというのをどういうふうに計算しているのかなというのが分からんんですよ。

○萩原雅頤介護保険課長 先ほど申し上げましたけれども、令和6年度、令和7年度、令和8年度、それぞれの年度の事業費というのは、計画書のほうには記載をします。

見込みとしては、コロナ禍の影響で利用控えというのがあったものですから、こちらの予想としては、徐々に毎年また利用が増えていくというような考え方で推計はしております。

ただ、前年度と今年度の予算を比べますと、前年度はコロナ禍前の見込みの金額で、今回つくっているのは、コロナ禍が終息したということで、徐々にまた上がっていくというところのこの差があるものですから、それで、令和5年度と比較しますとマイナスということになっております。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 なので、令和5年度と比べると令和6年度はマイナスになるということで、そうすると、令和7年度、令和8年度は徐々に増えていくんじゃないかなということですよね。

そうすると、この第9期のまとめた金額だけだと、どこが増えていくのか、どこが変わらないかというのがちょっと分からぬものですから、今お示しますという御答弁いただいたんですけども、この第9期の年度ごとの一覧表、歳入歳出見込み表をこの本会議の最中に委員会に出すことができますか。委員会審議のときに、もしできればすぐ持ってきてもらえると一番いいんですけども、どうですか。

○萩原雅頤介護保険課長 サービス量の見込みと、あと、それに対するサービス費、そのところは出せますけれども、先ほど、当初、委員がおっしゃいました、歳入歳出の3年間という表は今ございません。

それは先ほど申し上げましたように、介護保険料は計算ができるんですけども、補助金等についてはあくまでも予測ということになるものですから、その数字が、歳入歳出が同額になるような調整をしなければならないという点があるものですから、そのところを作成しても、それどおりにいくとは限らないものですから、今回の歳入歳出3

年間の比較表というのは作らないというような考え方であります。

○深田ゆり子副委員長 峴入峴出の比較表は作らないということですか、3年間分の年度ごとの。

コロナ禍があつてサービス量が減ってきてしまつたので、計算がこれから大変になつて、今回、特に大変になつていると思うんです。それで介護保険制度改革改もあつたので。

だけど、この3年間のこの介護保険料の基準額を決めるのに、全部その補助金とかの推計も含めて基金、基金取崩しも含めての決定ですよね、この介護保険料って。いつも条例とどっちを先に審議するのか、いつも会計からなんですけれども、すごく不安になるんですけど、ここが見えていないと。

だから、その3年間で徐々に増えてきてても知らないし、変わらないかもしないといふ統計が出てこないと、じゃ、この保険料の基準額がこれでふさわしいのかどうかといふ分析できないんですよ。

補助金が決まっていなければ、介護保険料をこつちは決めなければいけないという立場になつていらつしやると思うんですけどね。現時点での国からこのぐらいの補助金が来るんじやないかということで、この金額を推計しましたよということになると思うので、その辺のことを見せていただきたいということです。

○萩原雅顕介護保険課長 峴出につきましては、先ほども申し上げましたように、令和6年度、令和7年度、令和8年度、そこはお示しすることができます。

それで、実際に保険料の算定については、調整交付金、それが計算上入っておりますけれども、全体の事業量がはつきりしないと、この調整交付金というのが確定してこないというところもございます。そういう意味で、先に介護保険料のほうを算定させていただいております。

その計算方法につきましては、先ほど部長のほうから申し上げました、この1枚の下段の部分、こちらで保険料の算定をしております。

○深田ゆり子副委員長 この介護保険料基準額算定のA、B、C、D、Eまで、主に令和5年度の事業結果から算定されたということと、今後これだけのサービスが必要だということで、峴入の部分だと思うんですけど。

この見込額が全部、金額が8期のときも減っているんですよ。6、7、8と3年間で、例えば1号被保険者負担分相当額というのが2,900万円減って、調整交付金の見込みも8,700万円も減って、準備基金取崩しも2,000万円も減らすと。保険者機能強化推進交付金も6,300万円も減らす、この3年間でこんなに減らしちゃって、減らすことを見込んだ介護保険料基準額を算定したということになるんですが、それが本当に、先ほどから国の補助金がまだ決定しないよ、交付金が変わるかもしれないよといふんすけれども、こういうものを鑑みて、現在の第9期の介護保険料基準額を決めているんですからね。

これはどういうふうに見たらいいのかな。ちょっと削減し過ぎじゃないかなというふうにも、推計として計算されたのを、と思うんですけど、それ、どういうふうにお考えですか。

○萩原雅顕介護保険課長 先ほどの算定の資料の中になりますけれども、Eの保険者機能強化推進交付金につきましては、国のほうで予算を減らしているということもございま

す。それによって減額の1つということになります。

○深田ゆり子副委員長 第8期は、令和3年、令和4年、令和5年ですね。全部新型コロナウイルス感染症の大変な時期に介護サービスをやっていただいて、そのサービス利用が減ってしまった、サービスできない状況が3年間続いた。それを基にして第9期を算定しているものですからね。すごく国のはうも減らしているということで。

また、私は令和7年度、令和8年度が、計算方式だとちょっと違ってくるんじゃないかなというふうにも、もっと増えてくるというか、重症の方が増えてしまうということも心配になるんですから、国が減らしているのは、この保険者機能強化推進交付金ということなんすけれども、大体このぐらいの金額になるんじゃないかという、国のはうからそういう示された計算方式というのもあるんですか。

その計算方式がA、Bがそうですね、書いてありますけど、それに沿ってやったということですね。焼津市独自で計算するのはしたことないんだろうけど。

○萩原雅頤介護保険課長 今年度の金額、先ほど申し上げましたBにつきましては、今年度の示された金額、それを3年間同額で割り振っております。ですから、そのところは、補助金としては大丈夫かなというふうに考えております。

○深田ゆり子副委員長 ようやく分かってきました。

令和6年度は国から示された金額と数値ということで、令和7年、令和8年はまだ分からぬということなので、3年間の表が出せないんですよということですね。でも、介護保険料を決めなきゃいけないですよ、3年間。市民はその分を払わなきゃいけないんですよ、同じ金額を3年間。

ということは、来年の令和7年度、令和8年度も、もしかしたら介護保険料を変えるということもあるんですか。国が示す数値が変わってくる。

○萩原雅頤介護保険課長 金額を3年間の間に変えるということはございません。同額で3年間ということになります。

○深田ゆり子副委員長 サービスが足りなくなれば、市の持ち出しなのか、国のはうの交付金を増やしてもらうのか、サービスが余れば基金に積み立てるということはなるんですか。

○萩原雅頤介護保険課長 仮に、予想を上回る給付費の伸びですとか財政不足になったときというのは、県に設置されております財政安定化基金から資金の貸付けを受ける、もしくは、もともと市で持っている基金をそこに充当する、そういう形で保険料のはうは変えずにやることになります。

○深田ゆり子副委員長 だから、今度はサービスが少なくて介護保険料が上がった場合は、例年どおり積立基金に充てるということですね。

○萩原雅頤介護保険課長 はい。

○河合一也委員長 9期分というのは、分かった時点では公表されるということ。

○萩原雅頤介護保険課長 今は9期のほほえみプランで、第11章に介護保険事業費の見込みというものが掲載をさせております。

介護保険でいけば第8期なんすけれども、高齢者保健福祉計画と一緒にになっているものですから、ほほえみプランとしては第9期になります。

その第11章の介護保険事業費の見込みということで、3年間の給付費等を掲載してお

ります。それも第10期のほほえみプラン21では掲載をするものですから、それをお出しすることは可能です。

○深田ゆり子副委員長 委員長、今、委員長がそれはいつ出せますかということをお聞きしたと思いますけど。

○萩原雅頤介護保険課長 このままの形であれば、すぐにお出しすることはできますので、お出ししたいと思います。

○河合一也委員長 進めてよろしいですか。

では、また歳入のほうから進めますので、歳入に関して何か質疑がある方はお願ひします。よろしいですか。

次に歳出のほうで。

○吉田昇一委員 予算書275ページ、2款1項のところの居宅介護住宅改修費2,030万2,000円ですか、これなんですけど、ちょっと減額されているので、これは、私は介護支援施設が増えるかなと思ったんですけど、減っていることを見込んでということなんでしょうか。どのような見込みになっているんですか。今年度と来年度。

○萩原雅頤介護保険課長 住宅改修費につきましては、人数は増えるかもしれないんですけども、金額が一律ではないものですから、人数に比例して金額が上昇していくというわけではございません。

確かに令和5年度の予算額では2,774万9,000円、それが2,030万2,000円ということで、実績のほうから見込みを立てております。

○吉田昇一委員 令和5年度の実績というのは、この予算よりかなり低かったということですか。

○萩原雅頤介護保険課長 令和5年度の実績の見込みというのは、いまだ、今も申請のほうは出ているものですから、最終的な金額というのはまだ把握してございませんが、あくまでも、その過去の実績、そういったものを基にして算定はしております。

○河合一也委員長 ほかの件で。

○石原孝之委員 関連で、確認させてください。

住宅改修に関してなんですが、20万円の限度の中では、1割負担が出たり、また最多では2割、3割もありますけど、ちょっと最近、市民の方からも相談があった件だったんですけど、その工事業者さんがマックスまで使うというところの、別に工事業者が進めるという部分で、そのチェック機能、本当に必要な工事かどうかというところの見定め、正規に行われているかというのは、行政の判断としてどういう形でジャッジしているかというところをちょっとお伺いしたいなと思っています。

○萩原雅頤介護保険課長 住宅改修につきましては、申請が出てきた時点で、職員が介護に本当に必要な部分かどうか、そういうことをチェックして、それで場合によっては業者さんに問い合わせて確認をして、本当に介護サービスとして必要なものかどうかというものは見定めているといいますか、もし、申請の中に不要部分、一般的な改修が入っている場合は、それを除いた形で給付の算定をさせていただいております。

○石原孝之委員 やらなくてもいい部分だったりとか、限度額じゃなくて、マックスまで使い切ることによって、少額で済むという負担もあるので、ついでにここもいいみたいな感じのというのも、ちょっと懸念もあったというところの市民相談があつたので、今

回、ケアマネさんもきっとその方の状態を見て、住宅改修の必要性も、市の立会いだつたり、ケアマネだったり、その辺のフィルターという部分でちょっと懸念していた市民の声もあったので、今回お聞きさせてもらいました。

○河合一也委員長 ほか。

○深田ゆり子副委員長 267ページの保険料で、特別徴収と普通徴収、これは前年度よりも4,395万円増えております。人数はどのくらい、何人と推計しましたか。

○萩原雅頤介護保険課長 普通徴収と特別徴収、こちらにつきましては、予算要求前の9月末時点の比率、特別徴収が93.7%、普通徴収が6.3%の割合から案分して算出をしております。

人数というよりも金額で予算は計上させていただいております。

○深田ゆり子副委員長 全体で、第1号保険者保険料を納める人は何人ですか。それはつかんでいますか。昨年度と比べて、昨年度と比較して増減、減はないと思いますが、どのくらい増えているか。

○萩原雅頤介護保険課長 令和5年度に比べて、78人増ということで見込んでおります。数字でいいますと、4万1,372人ということで試算をしております。

○河合一也委員長 ほかの件。

○深田ゆり子副委員長 歳出の274ページ、275ページですね。保険給付費の中の居宅介護サービス給付費が7億7,453万7,000円の減額計上となっております。これが身体介護と、訪問介護員さんの身体介護と家事援助が行われると思うんですけども、その居宅介護サービスの減っている内訳というのは分かりますか。

○萩原雅頤介護保険課長 訪問介護でよろしいですか。

○深田ゆり子副委員長 訪問介護の中の生活援助と身体介助、家事援助とか。

○萩原雅頤介護保険課長 そこは分かれておりません。訪問介護というくくりでなっております。

○深田ゆり子副委員長 全部訪問、訪問介護も減っているということ。

○萩原雅頤介護保険課長 減っているものは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、以上のものが減っております。

見込みとしては、訪問リハ、訪問リハビリと居宅療養管理指導、それと短期入所療養介護は増を見込んでおります。

○深田ゆり子副委員長 この減っている理由と増やしている理由というのは、何かあるんですか。

○萩原雅頤介護保険課長 これは、実績から増えるだろうということと考えております。

○河合一也委員長 じゃ、別なところで。

○石原孝之委員 違うページになるので、ちょっと戻りますけど、273ページの1款1項1目介護保険システム費に関して伺います。

今回、3年に一度の法改正と、あとは6年に1回の医療、介護の報酬改定というところで、大きな年度になるんですが、このシステムのあれが減額になっている理由と、あとその下、関連すると思うので多分あれですけど、システムの新しい改修工事費、事業費、システム維持管理費と、この2つ、ここの2つの、最初、上のシステム費、介護

保険システム維持管理費が下がったということは、次の介護保険システム費、介護保険システム改修事業費が、逆に1,092万3,000円ついている、そこら辺が多分リンクしているのかなと思うので、ちょっとお答えいただきたいなと思います。

○萩原雅頤介護保険課長 御質疑とは順番がちょっと逆になりますけれども、システムの改修事業費につきましては、介護老人保健施設や介護医療院の一部の多床室の必要負担が改定になるものですから、そちらのほうの改修を行うものでございます。

○石原孝之委員 もう一度、多床室の……。

○萩原雅頤介護保険課長 多床室の部屋の料金の負担、それが変わることで、それに合わせた改修ということで。

○石原孝之委員 ということは、あれですか、今までの多床室の料金改修の部分で、もう全く新しく予算がついているという部分で1,092万3,000円、それが今のお答えの話ということでおよろしいですか。

○萩原雅頤介護保険課長 システムの改修ということで、1,000万円余の予算のほうを計上させていただいております。

○石原孝之委員 なもんで、これはもう新規で、今までのシステムではここが賄えなかつたというところになりますか。

○萩原雅頤介護保険課長 システムを新規に入れるということではなくて、今のシステムの中で改修をするという費用でございます。

○石原孝之委員 では、先ほどの、今のシステムで改修するというのに1,000万円かかる、今まで過去ずっと介護保険システム維持管理費に関わる経費の部分では、逆に減額になっている部分のここは。お願いします。

○萩原雅頤介護保険課長 もともとシステムのリースが切れて、機器を交換する予定だったんですけども、それが、予定が変更になりました、そのまま持続させていく、令和7年度までにシステムの標準化に切り替えるということがございますので、新たにリースをすると、ちょっと費用対効果の面であまり好ましくないという話に変わりまして、それで、機器更新の分が下がって、維持管理費というシステムの管理だけになったということで、金額が今年度より減っております。

○石原孝之委員 何となくイメージがつきました。

ただ、自分たち、介護事業をやっていると、システムのバージョンアップだけで、料金が変わらないのが今までのあれだったので、あとは、業者さんはシステムの変更とかは自動的にやってもらうという話だったんですけど、こちら側はね。でも、結構な大きなお金のだったし、あとは、その部分の細かいところがそういう形で計上されているところなんか、何となく理解できましたので。

ほかの質疑はいいですか。もう一つ、ちょっと。

○河合一也委員長 どうぞ。

○石原孝之委員 そのまた下の項目、資格確認経費の計上がされています。148万2,000円のことに関する質疑です。

介護保険事業の資格管理業務に要する経費ということで、説明でもあって、ちょっとそのときにふつと思ったんですけど、この資格確認をするための経費というのはどういうことをする内容でしょうか。

○萩原雅頤介護保険課長 被保険者証や負担割合証の印刷ですとか郵送をする経費が主なものでございます。

○石原孝之委員 資格って、被保険者さんの側のほうだったんですね。自分たち、この業界の要資格とかの確認をするあれなのかな、作業なのかなと思ったんですけど、その経費ではなく、あれですよね、利用者さん側のハードかというところですね。理解できました。

○河合一也委員長 ほかに。

○深田ゆり子副委員長 第10期ほほえみプラン21の、介護保険で第9期焼津市介護保険事業計画の102ページに、基本計画のところで、介護サービス基盤整備の推進というのが書かれておりまして、令和6年は整備の予定はないんだけれども、令和7年度に特定施設入居者生活介護50人程度、認知症対応型共同生活介護、定員36人、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所という3つの施設を整備するということですが、令和6年度には、これはどこまで準備を進められるのか、それでこの予算には入っているのか入っていないのか、お聞きします。

○萩原雅頤介護保険課長 令和6年度につきましては、公募で事業者さんが手を挙げていただければ、プロポーザル等々によって事業者を決定したいという、初年度に決定したいと。それからスケジュール、事業者さん側のスケジュールに沿って、令和7年度には開設をしたいという考えがございます。

なるべく早めにサービスを開始していただきたいということもありますし、実際に今期の計画のときにも公募をしたんですけども手が挙がらなかつたというサービスもあったものですから、なるべく令和6年度中に、全ての事業者さんを決めたいと考えております。

予算につきましては、今回は計上しておりません。

○深田ゆり子副委員長 予算上ではないけれども、準備として広報を進めるということで、令和6年度の事務事業の1つになると思いますので、この今3つ予定をしているというところ、場所とかは、この地域はこれが足りないからここにぜひ建ててほしいという形で公募するのか、どこでもその地域を特定はしないで公募するのか、その辺のことはどうですか。

○萩原雅頤介護保険課長 今現在では、場所の特定というのは、まだこれから特定をするかしないか、公募の仕方を詳細に詰めていきたいと思っております。

巡回介護につきましては、今、南部といいますか、大井川に1か所ございますので、希望としては中部か北部に1か所あれば理想かなと考えておりますけれども、あとは、その事業者側でどういったお考えをお持ちになっているか。市としてそういう指定をするかというのは、今後詰めていくことになります。

○深田ゆり子副委員長 この特定施設入居者生活介護という施設は、具体的に介護保険、特養とか老健とか医療院とか、それと違うんですよね。どこがどういうふうに違うのか教えていただけますか。

○萩原雅頤介護保険課長 介護サービスつき有料老人ホームといいますか、介護サービスを受けられる施設ということで一般的には言われております。

○深田ゆり子副委員長 特定施設入居者生活介護、有料老人ホームだということなんです

けれども、焼津市には既に指定を受けていない有料老人ホームが12施設、計190人あって、定員総数190人で整備されているんですが、今回のこの特定施設入居者生活介護は、指定を受ける有料老人ホームということになるんですか。

○萩原雅頤介護保険課長 今回想定しておりますのは、指定を受ける施設を想定しております。

○深田ゆり子副委員長 有料老人ホームというと高いという、そういうイメージがあるものですから、指定を受けると国民年金の方でも入れるような有料老人ホームなのか、市の支援というのが対応できるのかどうか、お聞きします。

○萩原雅頤介護保険課長 市の支援というのは考えておりません。

○河合一也委員長 ほかに。

○吉田昇一委員 275ページの下のほうですが、2款2項2目のところの地域密着型介護予防サービスのところ823万2,000円、ここが倍増しています。介護関係の予防認知症対応型通所介護等ということなんんですけど、これが倍増しているというのは、いわゆる利用者が増えるよというようなことなのか、そういう施設が増えるよということなのか、どういうことで倍増しているか、言っていただきたい。

○萩原雅頤介護保険課長 利用者が増えると見込んでおります。

○吉田昇一委員 倍増しているということは、倍近くになるという予測ということでよろしいですか。

○萩原雅頤介護保険課長 こちらの地域密着型介護予防サービスですけれども、小規模多機能型居宅介護、それと認知症対応型共同生活介護、こちらのほう、グループホームについては、1つ新たに新設ということもございまして、利用者が増えるということでございます。

訂正させてください。施設が増えるのは令和7年度を見込んでいますので、利用者が増えるということです。

○石田江利子委員 今のサービスの件なんですけど、要支援1、2の方が受けられるサービスということで、自治体で管理することになっているみたいなんですけど、サービスを受けられる内容というのが幾つかあると思うんですけども、具体的に教えていただけますか。

○萩原雅頤介護保険課長 要支援1、2の方でいきますと、小規模多機能型居宅介護、そちらが受けられます。

あと2つございまして、認知症対応型通所介護、それが要支援1、2の方が受けられます。それと、認知症対応型共同生活介護、こちらにつきましては要支援2の方が受けられます。

○河合一也委員長 ほか。

○深田ゆり子副委員長 274、275ページの保険給付費の3番目、施設介護サービス給付費、これが8万2,000円、僅かに前年度よりも増えている、唯一増えているところじゃないかなとも思うんですけども、介護サービス給付費の中でですね。今、特養ホームが510床、老健施設が531床、介護医療院が50床あると思うんですけども、特養ホームの待機者はどのぐらいですか。

○萩原雅頤介護保険課長 これは県が発表しているものですけれども、40名ほどが待機を

されているという統計が出ております。

○深田ゆり子副委員長 先ほどの指定の有料老人ホームは、今回、この第9期の介護保険事業計画の中に位置づけているんですけれども、特養ホームの待機者がまだ40人ほどいらっしゃる。約、介護保険の4割の方が非課税の、生活が大変な方が多いんですよね。

そういう方も入れるような高齢者施設というのが、市として、すごく求められているんじゃないかなと思うんですけども、そういうお考えはされていなかったんですか。介護保険事業計画を考えて、こちらの予算に反映されるということで、今度も公募するということなものですから、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○萩原雅頤介護保険課長 特養につきましては、今、市内に8か所ございます。

特養も待機者がいらっしゃるということで考えたんですけれども、特養といいますと規模が大きいものが一般的だと思います。

今後の高齢化率は上がっていくと思うんですけども、人口が減ってくるという推計がございますので、そういったときに、今から建てて大丈夫かというようなことも考えまして、特養は特に増やしておりません。

○深田ゆり子副委員長 市の考えは分かりました。

○河合一也委員長 ほかに。

私、1ついいでしょうか。

273ページの認定調査費なんですか、前年度比1,300万円ぐらいの増なんですか、どこの分が増なのか、確認させてもらっていいですか。

○萩原雅頤介護保険課長 主なものとしましては、人件費が増えております。

○河合一也委員長 人件費も多少増えたとは思うんですけど、1,300万円はちょっと多いかなと思ったものですから、人を増やしていたのかなとちょっと思ったところもあるんですけど、人件費だけでこれだけの費用の増でいいんですか。

○萩原雅頤介護保険課長 会計年度任用職員の勤勉手当が出るようになりました、令和5年度から。認定調査員自体が13人、今お願いしているものですから、金額が大きくなっているというところでございます。

○河合一也委員長 前、伺ったときに、1人が1日3件ぐらい回ってということで、ミスをなくすように一回一回メモしたり、意外と大変な作業だと聞いているんですけれども、それが、結果が出るまでに、国の資料だと30日ぐらいの間にというところが、本市はちょっと遅れるみたいなことを聞いたものですから、その部分の人手を増やしたのかなとちょっと期待した部分はあるんですけど、そこは何日ぐらいになっているか、多少短くなっているのか、確認させてもらっていいですか。

○萩原雅頤介護保険課長 実際のところ、かかっている日数は37.何日ということで、30日までには今届かないところです。今年1年を通すと、大体35日くらいで前後しているような状況です。

1つには、調査自体は行きましたが、主治医の意見書をこちらに頂く日数がかかったりということで、そこから実際に審査員に読み込んでもらうということで、10日から2週間ぐらいは欲しいと言われております。

1回の審査につきましては、大体今30件ぐらいを、年間200日ちょっとやっていただいているものですから、そういったところの日数もかかっているというのが理由として

は挙げられるのではないかなどというふうに考えております。

○河合一也委員長 病院を出て、施設にどこか急いで入れなくちゃいけないときに、その認定を急いでお願いした場合、自分も経験があって、やっぱりできるだけ早く、せめて国の基準をちょっと早まるぐらいが、本市としてはありがたいかななどというふうに思いますので、ぜひその辺も目指してまた検討していただきたいと思います。これは意見です。ほかに。

○深田ゆり子副委員長 特養ホームの介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は、特養を小さくしたもので、金額的にはやっぱり特養と同じように少ないなどというふうになりますでしょうか。それとも、有料老人ホームと同じような金額なのでしょうか、利用料は。

○萩原雅頤介護保険課長 料金につきましては、把握してございませんので、安いのかどうかというところははっきりしません。お答えできない状況です。

○石田江利子委員 280、281ページ、3款3項6目地域ささえあいの生活支援体制整備事業費、それから、その下の認知症総合支援事業費、それぞれ増の理由を教えてください。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 石田委員の質疑にお答えします。

生活支援体制整備事業ですけれども、就労的活動支援コーディネーターを配置するための経費を新規計上しております。これは社会福祉法人焼津市社会福祉協議会さんと一緒にSCさんといっているんですけれども——生活支援コーディネーターというものがございまして、これを200万円、新規で来年度から設置する方に入る人で。

それから、認知症総合支援体制整備事業のほうですけれども、会計年度任用職員、これは看護師になるんですけれども、その方の認知症地域支援推進員の勤勉手当の増加、それから、チームオレンジコーディネーターの増員に係る委託料の増加があります。チームオレンジコーディネーターの増員に係る委託料の増加が約62万円となっております。

○深田ゆり子副委員長 今回は第9期の焼津介護保険事業計画が決まった上での予算案なので、私はこの事業計画がどういうふうに組み立てられたのかということから質疑させてもらいましたけれども、ここ先ほど歳入歳出の1年ごとの3年間の推計は後で出してくださるということですね。

それ以外に何か所か挿入予定とか、まだ調整中とかということで書かれていないところがあるんですけれども、それはいつまでにこれが全額分そろうということになるんでしょうか。

○萩原雅頤介護保険課長 今年度中に全てがそろいます。

○深田ゆり子副委員長 そろったら、ホームページに速やかに上がるということですね、今年度中に。

○萩原雅頤介護保険課長 完成しましたら、速やかに上げさせていただきたいと思っております。

○河合一也委員長 年度末にならなくても、決まり次第ということですね。決定次第。

ほか、よろしいですかね。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 これで質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

○深田ゆり子副委員長 大きく分けて、今回の介護保険事業計画が、3年間の新型コロナウイルス感染症によりサービス量が減ってしまったということで、大変立てるのが難しかったと思うんですけれども、中でも介護保険料を設定する、その介護保険料については、後で条例のほうで詳しくお聞きしたいと思いますけれども、低所得者の方は引下げになっていますけれども、それ以外の方が平均も80円上がっているので、そのもっと先も大分上がっているんですけども、そうした介護保険料の観点からというのと、もう一つは、介護サービス基盤整備の、先ほど来から質疑しました、特養ホームに40人の待機者がいる中で、特養ホームを整備するというのは大きいので、これから人口減になる中でそれはできないという。

では、地域密着型の介護老人福祉施設はどうかということで、利用料金を聞いたんですけども、これは小規模の特養ホームではないかということは、私は推察されます。そして、大きいものを造るんじゃなくて、その地域地域にそうした介護施設が、介護福祉施設ができたらいいなというふうに思いまして、今回の整備予定で、特定施設入居者生活介護、これは指定を受ける有料老人ホームだということで、これは50人程度なんですけれども、もうそれも今回早めにもう公募を行っていくということなんですが、もう指定を受けても有料老人ホーム、そこに市の支援が、特に財政的支援も考えていらっしゃらないというところで、やっぱり生活が大変な方が多い高齢者の皆さん方にとっては、ここに入れないというやっぱり心配がありますので、もう少し地域密着型の介護老人福祉施設を整備していただいたほうがいいのかなというふうにも思いました。

以上、大きく分けて3つの点から、討論させていただきます。

○河合一也委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 これより採決いたします。

議第7号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手多数であります。よって、議第7号は、可決すべきものと決しました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで、当局が交代する間、10分ほど休憩します。

11時10分、再開します。

休憩（11：00～11：09）

○河合一也委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第8号「令和6年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計予算案」を議題いたします。

資料は、予算書291ページ以降です。

議第8号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 293、294ページの後期高齢者医療保険料ですが、全体で何人分で、あと、現年分の特別徴収保険料、普通徴収保険料、人数が分からなかつたらパーセント

でいいのですが、教えてください。去年よりどのぐらい増えているかという人数を。

○鈴木利明国保年金課長 現状の人数としては出していませんので、令和4年度実績に基づいて、特徴分が64.84%、普徴分が35.16%という割合で出させていただいております。

○深田ゆり子副委員長 全体の人数も分からぬ、被保険者数ですよね。

○鈴木利明国保年金課長 予算の保険料につきましては広域連合のほうで試算をされておりまして、その基準値でやっておりますので、うちの後期高齢者の年度末の被保険者数でよろしければ、そちらを報告させていただくということでよろしいでしょうか。

○深田ゆり子副委員長 はい。

○鈴木利明国保年金課長 令和3年度が2万1,439人、令和4年度が2万2,568人、令和5年度につきましては、令和6年の1月末でいきますと、2万3,233人という被保険者数になっております。

○河合一也委員長 ほかの案件で。

○深田ゆり子副委員長 295と296ページですけれども、納付金が2億7,494万4,000円とのことで、比較して増えておりますけれども、これは被保険者の人数が増えているからなのか、それとも、保険料が2年に1回変わるということで、新年度変わるということですね、その説明をお願いします。

○鈴木利明国保年金課長 深田委員がおっしゃいましたように、被保険者数の増というのもあります、令和6年度、2年に一度の保険料率の改定の年に当たりますので、そちらで所得割率、均等割額及び令和6年度には賦課限度額、令和5年度より引き上げられて試算されております。あと、出産育児支援金等を後期高齢者でも負担をするという形になりましたので、そちらも含まれて試算を広域連合のほうでしていただいておるものですから、その分で増額という形になっております。

○深田ゆり子副委員長 具体的に所得割が何%とか、分かりますか。

○鈴木利明国保年金課長 令和6年、令和7年度の所得割率につきましては、所得割率が9.49%、均等割額については4万7,000円、賦課限度額につきましては80万円が上限という形です。

ただし、賦課限度額につきましては、令和5年度末時点で、75歳以上の被保険者で、あと障害認定による被保険者は、令和6年度の賦課限度額については73万円が限度というものでございます。

○深田ゆり子副委員長 出産育児分担金というのは、どのぐらいの割合で入るんですか。

金額なのか、均等割なのか、パーセントなのか分かりますか。

○鈴木利明国保年金課長 出産育児支援金として、後期の場合は7%で定められております。

○深田ゆり子副委員長 ちょっと大きいですよね。7%も高齢者の人が払わなきやならないのは。

前年度に比べて、令和6年度、令和7年度、2か年ということなので、平均してどのぐらい上がるとか、保険料が、分かりますか、平均値、基準額で。

○鈴木利明国保年金課長 広域連合の示されている県全体のもので1人当たりの平均保険料で御説明をさせていただきますが、令和6年度が8万1,082円、令和7年度が8万2,481円と、広域のほうで見込みを出しております。

令和4年、令和5年につきましては、7万1,672円と示されております。

○河合一也委員長 ほかはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 質疑はこれで打ち切らせてもらいます。

討論はありませんか。

○深田ゆり子副委員長 2年に1回の、新年度が値上げをしてしまうということで、さらに今回は、賦課限度額を上げて、出産育児金分担金も含まれるということで、ちょっと平均金額をお聞きしましたら1万円ぐらい上がるんですよね、平均で。

これはちょっと大きな値上げだし、値上がりについてはもともと反対するんですけど、今回はやっぱりこんなに大きい金額が上がるとなったら、物価高の中で高齢者の方たちも大変だなということを思いました。

以上で、値上げの会計となっておりますので、反対させていただきます。

○河合一也委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 これより採決いたします。

議第8号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手多数であります。よって、議第8号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

では、次に、「議第26号「焼津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

資料は、議案書の16ページ、参考資料は7ページ以降となります。

それでは、議第26号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 参考資料の7ページに、焼津災害弔慰金、第16条で、最初に、市長の諮問に応じてということが掲げてありますけれども、どういう状況になったらこの会議を開くというのは設定して、委員会にかけていくということになりますか。

○佐藤三夫地域福祉課長 焼津市内で災害が起きて、死亡とか災害の障害者が出了た場合に、弔慰金を支払うかどうかという、要はその原因が災害による起因かどうかというものですね。この委員会のほうで審議していただいて、それでお支払いをするということになりますので、災害の後になります。

○深田ゆり子副委員長 災害の後に、御本人から弔慰金の申請をしていただいて、それで市長がこの委員会に諮って判断するということになるんですか。

○佐藤三夫地域福祉課長 御家族の方が申請していただいて、それをお支払いするということになります。

○深田ゆり子副委員長 御家族はそこまで頭が回らないと思うんですけども、大変な状況になっていると、市のほうで状況を把握して申請できるように何か手助けする、支援するということはできないんでしょうか。

○佐藤三夫地域福祉課長 先ほど、直後ということを言ったんですけども、一定期間や

はり置いて、例えば災害関連死かどうかというのを見るためにするんですけれども。

ですので、起きたばかりじゃないものですから、御家族の方が申請できると考えております。

○河合一也委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 質疑は打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第26号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第26号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は19ページ、参考資料は12ページです。

それでは、議第28号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 20万円から22万円に引き上げたのは物価高騰の関係で、国のお考えだと思うんですけれども、その辺の説明をお願いできますか。

○鈴木利明国保年金課長 国のほうで医療費の増が続く中で、高所得層にも応分の負担を求めて、負担感が重い中間所得層に配慮したためにするということで、賦課限度額を引き上げるという形を取られております。

○河合一也委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 質疑はこれで打ち切らせていただきます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第28号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第28号は、可決すべきものと決しました。

次に、議第29号「焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

資料は、議案書の20ページ、参考資料は13ページ以降です。

それでは、議第29号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。よろしいですか。

○深田ゆり子副委員長 13段階に変更した資料がありますので、そのほうが分かりやすいものですからお聞きしたいと思います。

今回、第13段階と、国と同じにされたということなんですけれども、前回、第8期のときは13段階が1,000万円以上でした。今回は720万円で、基準額が、保険料率ですね、基準額掛ける2.0だったのを、今度、基準額掛ける2.4ということで、第13段階の枠がざっくり一まとめにされているんですけども、これまでのようになります、その高所得者の人をもっと細分化して、所得段階を広げてほしいということはこれまでも言ってきたんですけども、13段階で、今回、国がそうしたからストップしちゃったというふうにも受け取ますが、実際に1,000万円以上の人は、第8期ですと2,484人いらっしゃいますね。この所得段階別加入割合補正後だとそのぐらいいらっしゃいますけれども、今回の第13段階のうち1,000万円以上の所得の方は何人ぐらいありますでしょうか。

○萩原雅頤介護保険課長 3年間で、1,000万円以上の補正後の人数につきましては2,966人です。

○深田ゆり子副委員長 2,966の方が1,000万円以上の方ということで、それ以上に、このうち2,000万円以上の方というのは把握されておりますか、何人いらっしゃるか。

○萩原雅頤介護保険課長 今、1,000万円以上というところで比較をしたものですから、2,000万円以上の方がどのくらいいるかというところまでは把握しておりません。

○深田ゆり子副委員長 いろんな市町を調べてみると、やっぱり2,000万円以上という市町もあります。例えば八王子市は、14段階が1,000万円から1,500万円、保険料率が2.45ですね。15段階が1,500万円以上から2,000万円未満、これが2.7、そして16段階が2,000万円以上で2.9と保険料率をかなり、さらに高所得者の方を再分配して、保険料率も少しづつ上げているんですけども。

今回の焼津市の場合は、国と同じにして、13段階で720万円以上で、一気に全部、高所得者の人をまとめてしまったんですよね。4,694人という中で、1,000万円以上の方が2,966人いらっしゃるにもかかわらずということで。

それで、今まででは、第1、第2、第3段階の低所得者の方々の保険料率を下げるというところは、消費税の増税部分、国の方から配分されているので充てているということで下がっていますけれども、第4段階、第5段階は課税世帯ですけれども、本人は非課税なんですね。

だから、本人非課税、ちょっと掛川市を聞きましたら、今度、第4、第5段階まで引き下げるようにしているということで、全体の値、第15段階までさらに再分割していました。

焼津市の場合は、第9段階が、今まで保険料率が1.6だったのが今度1.7、それで第10段階が、1.7が1.9、第11段階が、1.8から2.1、金額が100万円単位のずれているものですから正確ではないと思うんですが、第12段階が1.9から2.3、ここ、ばーんと上がって、そして第13段階が2.0から2.4%、0.4%もアップしているから、すごく保険料が高くなっているんですね。

ですから、ここをさらに再分割するということは考えなかつたんでしょうか。検討されなかつたんでしょうか。

○萩原雅頤介護保険課長 今回の改定に当たりまして、第8期の保険料と同じように720

万円から820万円、820万円から1,000万円、それで1,000万円以上ということも検討しました。

ただ、以前答弁させていただいたように、焼津市の場合、今まで8期では2.0が一番倍率の高いものでした。それが国のはうでは2.4まで引き上げられたと。

そうすると、さらに2.5、2.6というような乗率を使うということを考えますと、高所得者だからといいましても、2.0から2.6まで引き上げるというのはちょっと負担が大きいのではないかということで、最終的に国と合わせたという経過がございます。

○深田ゆり子副委員長 その高所得者の方が、今度2.0から、720万円以上の方ですよ、720万円以上の方は。今まで1.8か1.9だったのが、いきなり今度2.4ですよ、焼津市の場合。これはちょっと大き過ぎるというふうに思いませんでしたか。

○萩原雅顕介護保険課長 おっしゃるように、かなり上がっているということですけれども、国が示しておりますので、それに従ったということあります。

○深田ゆり子副委員長 国は基準を示すんですよね。だから、各自治体で創意工夫していくだけで、さらに充実していただくというのが介護保険料を自治体で決める、すごくいいところだと思うんですけども、そこを今までは、やっぱり高所得者の方を再分割して、もっとお支払いしていただきたいということで、私たちはその再分割をもっとさらに広げるように要望しましたけれども、今回、国と一緒になっちゃったものですから、真ん中の基準値になっちゃったという感じじゃないですか。

ですから、さらに広げていただけるように要望していきたいと思うんですけども、近隣市町はどうですか。調べました。今回の介護保険料を決めるに当たって。

○萩原雅顕介護保険課長 作業をしている途中でお聞きしたときには、島田市が同じ13段階、藤枝が15段階ということでお聞きしております。

○深田ゆり子副委員長 私も全部聞けなかったんですけど、島田市のはうの13段階の方は、2.4%の年率ですけれども、年額でいうと12万6,000円なんですね。

焼津市の場合は年額16万3,296円になっていまして、物すごく高いというふうに思いますけど。掛川市も焼津市より低かったと思うんですけど、焼津市は何でこんなに高所得者の方が物すごい金額が高くなっている。パーセントは同じだけど、やっぱりそれは、施設を充実させるために施設整備をこれまで進めてきたということも影響しているんでしょうか。

○萩原雅顕介護保険課長 施設を増やしたことによって利用者の方が多くなれば、その分だけサービス料というのはかかるべきなので、それは一理あるかと思います。

○河合一也委員長 ほかはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 では、質疑はこれで打ち切ります。

討論はありませんか。

○深田ゆり子副委員長 今回の条例改正、保険料率が平均で基準値80円の値上げということで、基準額については低いんですけども、そして、第1から第3段階の低所得者については引下げをすると。ささやかな引下げになっておりますけれども、これは消費税10%の分の何割かを全国の介護保険会計に充てているので、全国一律だとは思うんですが、あと、保険料率が若干市町によって違うということで、焼津市は第2段階を少し下

げているかなと思うんですけれども、実際に計算すると、人数いただいたところでは、第1段階から第3段階の人が1万8,431人の14%、第4段階と第5段階、課税世帯ですけれども本人が非課税、この基準額が第5段階になっておりますけど、その本人が非課税の第4段階と第5段階が3万3,199人、25.4%、割と多いんですよね。この多い方、第1段階から第5段階は、合わせて約4割の方がここに、第5段階まで基準値の人数がいらっしゃるということで、もう少し、私はこの第13段階をさらに細分化して、1,000万円以上、1,500万円以上というところまで引き上げる。この基準額の2.4%を、720万円の人も2.4%にするのではなくて、そこもやっぱり分割していく、そして、1,000万円以上の人を2.4%なり、または2.5%、少し上げていただくとか、もう高額所得者の方にもう少し上げていただいてもいいんじゃないかなと思います。そうすれば、その分、第4段階と第5段階の保険料率を引き下げることも可能となると思いますので、今回の保険料の算定の仕方については反対をさせていただきます。

○河合一也委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第29号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手多数であります。よって、議第29号は、可決すべきものと決しました。

以上で、健康福祉部所管の議案審査が終了しました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会（11：47）